

ESF# 2 Communications : 通信連絡

(National Communications System : NCS)

遠距離通信を支援する。

ESF# 7 Resource Support : 資源支援

(General Services Administration : GSA)

支援活動中の連邦関係省庁に各種の設備・装置、物資、補給品、人員を提供する。

<2> Infrastructure Support グループ

ESF# 3 Public Works and Engineering : 公共事業工事

(Department of Defense/U.S. Army Corps of Engineers : DOD)

必要不可欠な公共サービス及び施設の復興を支援する。

ESF#12 Energy : エネルギー

(Department of Energy : DOE)

電力及び燃料供給施設の復興を支援する。

<3> Human Services グループ

ESF# 6 Mass Care : 集団救護

(American Red Cross : ARC)

被災者の為の食料、避難所、救急医療、安否確認等の業務を支援する。

ESF#11 Food : 食料

(Department of Agriculture/Food and Nutrition service : USDA)

食料等のニーズの把握と現地への搬送を支援する。

<4> Emergency Services グループ

ESF# 4 Firefighting : 消防

(Department of Agriculture/Forest Service : USDA)

山林、農村、都市部の火災消火活動を支援する。

ESF# 8 Health and Medical Services : 保健医療

(Department of Health and Human Services : HHS)

公衆衛生、医療を支援する。

ESF# 9 Urban Search and Rescue : 都市検索・救助

(Federal Emergency Management Agency : FEMA)

倒壊した建物における人命検索・救助作業を支援する。

ESF#10 Hazardous Materials : 危険物

(Environmental Protection Agency : EPA)

石油等の危険物災害対応を支援する。

<5> Information and planning Section グループ

ESF# 5 Information and Planning : 情報企画

(Federal Emergency Management Agency : FEMA)

連邦政府の対応・復興活動全体を推進させる重要な情報の収集・分析・広報を行う。

() 内は主務省庁

(3) 緊急支援業務担当表 (ESF Assignment Matrix)

緊急支援業務 (ESF) については、担当省庁が複数指定されており、また、各緊急支援業務毎に責任機関が 1 機関のみ指定 (P : 主要機関) されている。

ESF	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
機関	輸送	通信連絡	公共事業工事	消防	情報企画	集団救護	資源支援	保健医療	都市検索・救助	危険物	食料	エネルギー
USDA	S	S	S	P	S	S	S	S	S	P	S	
DOC		S	S	S	S		S			S		
DOD	S	S	P	S	S	S	S	S	S	S	S	
DOEd					S							
DOE					S		S	S		S		P
HHS			S		S	S		P	S	S	S	
HUD						S						
DOI		S	S	S						S		S
DOJ					S			S	S	S		
DOL			S				S		S	S		
DOS	S									S		S
DOT	P				S		S	S		S		S
TREAS	S				S		S					
VA			S			S	S	S				
AID								S	S			
ARC					S	P		S				S
EPA			S	S	S			S		P	S	
FCC	S											
FEMA	S	S		S	P	S	S	S	P		S	
GSA	S	S			S	S	P	S			S	
NASA					S		S		S			
NCS	P				S		S	S				S
NRC						S				S		S
OPM								S				
SBA					S							
TVA	S		S									S
USPS	S						S		S			

P—主要機関：緊急支援業務 (ESF) の管理責任を負う

S—支援機関：主要機関を支援する責任を負う

04 連邦危機管理庁（FEMA）

(1) 連邦危機管理庁（FEMA）の組織

連邦危機管理庁（FEMA）はワシントンDCに本部があり、また、全米10箇所に地域事務所（Regional Office）を配置している。総職員数は約2,500名（本部約1,700名、各地域事務所約80名）で、長官（Director）は大統領が指名して着任することとなっており、また、閣僚の一人にもなっている。長官の下に災害軽減部（Mitigation Directorate）、準備・訓練・演習部（Preparedness、Training & Exercises Directorate）、応急対応・復旧部（Response and Recovery Directorate）、連邦保険部（Federal Insurance Administration）、米国消防部（U.S. Fire Administration: USFA）等の主要部局を配している。連邦危機管理庁（FEMA）には海外から調査、研修の為の訪問者が多く、毎年900名近くとなっており、1番は日本からで、続いて台湾、韓国の順番となっているとのこと。



連邦危機管理庁（FEMA）本部

(2) 連邦危機管理庁（FEMA）の各部の役割

○災害軽減部（Mitigation Directorate）

災害軽減部（Mitigation Directorate）は連邦危機管理庁（FEMA）の中でも主要な部局の1つで、生命や財産が災害に遭ったときの被害を少無くする（軽減させる）為の施策を展開している。Mitigationとは「自然災害やそれらの影響が人命や財産に及ぼす長期的なリスクを軽減又は除去する為に行う耐災性向上活動・事業」であり、災害軽減部での主な事業は「Project Impact」である。

○準備・訓練・演習部（Preparedness、Training & Exercises Directorate）

準備（Preparedness）は災害が発生した場合に人々が安全にかつ効果的な応急活動が実施できるよう事前に準備しておくことである。準備部では災害に際して人々や財産を保護する為の防災調整システムの構築を支援しており、州や都市での防災計画の策定や施設・設備で利用可能な資源の活用、人材確保等を促している。

また、各種の訓練プログラムを開発し、州や都市の職員を始め、一般市民も対象に訓練を行っている。防災計画担当と訓練担当を同じ部局にしているのは、訓練によって検証された諸問題を計

画に適切に反映させることができるからである。

さらに 56 の州 (50) とテリトリー (6) にスタッフや防災調整プログラムを配置しており、数千の都市の応急対策の為の準備や計画策定を支援している。準備部には一般市民も対象とした防災研修の為の災害研修センター (National Emergency Training Center : NETC) がメリーランド州 (Maryland State : MD) のエミツバーグ市 (Emmitsburg City) にあり、そこでは、特殊な講義や Workshops 等が開催され、時には連邦危機管理庁 (FEMA) の衛星回線 (Emergency Education Network : EENET) を使って講義が全米に配信されている。

○応急対応・復旧部 (Response and Recovery Directorate)

応急対応・復旧部 (Response and Recovery Directorate) では、災害時、緊急時に生命や財産を保護する対応を行っている。ここでは可搬型や固定型の防災設備を伴って、人々から危険を排除し、必要とする食料、水、避難場所、医療等の調整を行うこととなっている。州が災害時に対応できなくなった場合には、大統領の緊急事態宣言 (Declaration) により連邦政府の支援が遂行される。連邦政府の支援は主に財政支援であるが、幾つかの連邦省庁が人や物 (防災資源 : Resources と言う) を活用して連邦応急対応計画 (FRP) に基づいて応急活動を実施する。

○連邦保険部 (Federal Insurance Administration)

議会では、年々、洪水対策費が増加していることから、洪水保険制度 (National Flood Insurance Program : NFIP) を 1968 年に創設した。洪水保険制度 (NFIP) は連邦保険部と災害軽減部で運営している。連邦保険部はプログラムを調整し、一方で災害軽減部が洪水防止計画・調整を監督している。連邦保険部では民間の保険会社と連携し、他の方法では措置できない人々の為の保険を開発している。

○米国消防部 (U.S. Fire Administration : USFA)

火災による生命や財産の莫大な損失の為、議会では、The Federal Fire Prevention and Control Act を 1974 年に創設している。この法律に基づいて米国消防部 (USFA) や消防大学校 (National Fire Academy : NFA) が創設された。この部の業務は、調整や支援等により火災や災害による生命、財産の損失を軽減させることである。

なお、米国消防部 (USFA) 及び消防大学校 (NFA) は災害研修センター (NETC) 内にある。

○情報技術サービス部 (Information Technology Services Directorate)

この部では、防災調整のあらゆる局面において業務を進行させる為に必要な情報、通信、自動データ処理 (パーソナルコンピュータ、携帯電話、ポケットベル等) 等、情報技術サービス部が保有する資源を指揮者等に供給する。

○業務支援部 (Operation Support Directorate)

この部は、連邦危機管理庁 (FEMA) の支援業務に不可欠な Logistics、Administration、Finance、Security、Health and Safety、その他の業務における各種の供給を行う。

(3) 連邦危機管理庁 (FEMA) 災害研修センター (NETC)

連邦危機管理庁 (FEMA) の防災・消防教育研修機関として、災害研修センター (NETC) がある。敷地面積 114square acres に 22 の建物があり、主に 3 つの機関で構成されている。

○防災研修所 (FEMA Emergency Management Institute : FEMA/EMI)

○米国消防部 (USFA) (消防大学校 (NFA) を含む)

○殉職慰靈碑 (The Fallen Firefighters Memorial) : 殉職した消防職団員の慰靈碑

所在地

16825 South Seton Avenue
Emmitsburg, Maryland 21727
TEL 301-447-1000
FAX 301-447-1441



災害研修センター（NETC）

(4) 連邦危機管理庁（FEMA）のバックアップ施設

連邦危機管理庁防災研修所（FEMA/EMI）と同様の教育施設として Mount Weather Emergency Assistance Center（Washington D.C.から北西 50miles）がある。そこには、核戦争でワシントン DC が被爆したことを想定して大統領、副大統領が戦争指揮を継続する施設もあり、極めてセキュリティーが厳しい。

また、連邦危機管理庁（FEMA）のバックアップ施設ともなっている。

(5) 連邦危機管理庁防災研修所（FEMA/EMI）

○ 沿革

連邦危機管理庁防災研修所（FEMA/EMI）は連邦レベルでの防災研修機関として 1981 年 1 月に開校し、研修対象者としては、連邦政府、州、都市、ボランティア機関や一般市民である。なお、消防機関の職員向けには同一敷地内にある消防大学校（NFA）が受け持っている。

○ 研修カリキュラム・コース

主な研修として 4 つのカリキュラムがあり、その下に更に詳細なコースが設定されている。各コースは 2 時間（日帰り）から 1 週間（泊まり込み）のものまで多様に用意されており、要望に応じて研修コースを適宜組み替えている。

<1> Simulation and Exercising（模擬演習と訓練）

防災行政幹部、公共企業担当者、州や都市の地域活動を行っている機関の担当者を対象とした広

域防災訓練に関する研修カリキュラム。このカリキュラムでは主に図上演習を取り入れ、研修参加者が一同に会して行われる。

<2> Response and Recovery（応急対応と復旧）

災害時における対応組織の運営方法、連邦政府、州、都市の間の調整方法や情報の取り扱いについて研修すると共に復旧時の各種業務に関する研修カリキュラム。

<3> Mitigation（被害軽減）

連邦政府、州、都市の職員や個人企業の従業員等を対象に、地震、洪水、竜巻、ダム崩壊、土砂崩れ、ハリケーン等の自然災害に関する人的、財産的な危険性を事前に回避する方策の研修カリキュラム。

<4> Preparedness（防災準備）

防災行政に携わる幹部やトップレベルを対象に、防災計画の企画・立案方策、防災施設の整備方策、訓練手法、適切な防災施策開発に関する研修カリキュラム。

(6) 米国消防部（USFA）

○ 組織

消防部長の下に災害研修センター（NETC Management and Operations）、消防データセンター（National Fire Data Center）、消防大学校（NFA）、消防計画課（National Fire Programs）を配置している。

なお、農務省（Department of Agriculture: USDA）にも消防部があり、ここでは主に国立公園（National Park）での消火を担当しており、連邦危機管理庁（FEMA）とは合意文書で相互に協力することとしている。

○ 重要教育

消防、防災の幹部教育や一般市民への防災教育を主に実施しているが、今後はテロ対策が重要な教育テーマとなっている。その為、特殊な資機材を使った訓練を取り入れていくこととしているとのこと。

(7) 消防大学校（NFA）

○ 経緯、施設概要等

・1979年にエミツバーグ市にある農業大学（St. Joseph College）を連邦政府が購入して開校したもので、最初の講義は1980年1月に行われている。

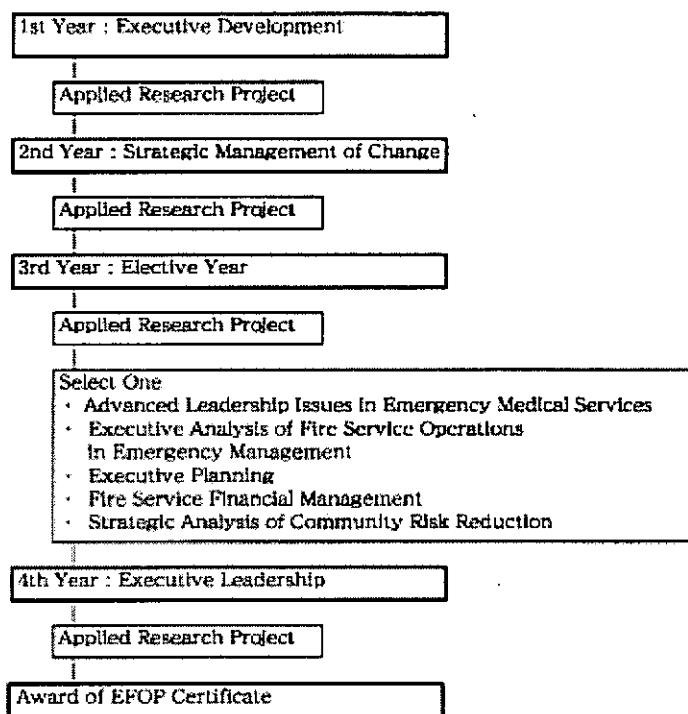
・最大463名の学生を受け入れることができ、全寮制で全室個室（約10・にベッド、机、電話（直通）、小型冷蔵庫、バス・トイレ付き）で、洗濯は別途コインランドリーが有る。
また、17時以降にはアルコールを出すバー やカラオケ施設も有る。

・基本コースとして11コースが用意されており、それぞれのコース毎にカリキュラムがある。個々のカリキュラムは1週間から2週間程度のもので、これらは、On-Campusであるが、要望に応じ

て各州等で講習会を実施する Out-Campus もある。
また、消防職員以外にも消防団員も受け入れて講習を実施している。

○ 長期的な研修 (Executive Fire Officer Program : EFOP)

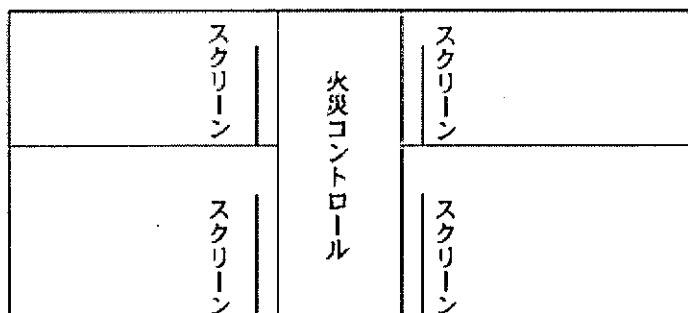
中堅消防幹部職員の為の長期的なコースとして 4 年間で間欠的に実施するものもある。これは、既存の各種コースを組み合わせて実施されている。



○ 消防大学校 (NFA) シミュレーション型訓練施設

・4 つの間仕切りされた部屋で Incident Command system (ICS) に基づいて消防戦術等を企画する訓練施設で、個々の部屋にはスクリーンがあり、火災モデルの 4 方向等から見た映像が投影されている。火災モデルとしてはアパート火災、タンクローリー横転火災等の 22 モデルが用意されており、また、火災建物内での活動を想定して建物内の映像も上映可能である。

・火災モデルは実時間で拡大していく、各部隊（部屋）長が無線で交信して戦術を決定し、教官からの指導を適宜受けながら授業を進めている。



○ 各州・都市の消防学校

各州で消防学校を運営し、都市の消防職員の育成を行っている。

なお、ニューヨーク市（New York City）、ロサンゼルス市（Los Angeles City）等の大都市では、独自で消防学校を運営している。各州の消防学校における消防職員の初任課程は通常 16 週間程度であり、その後、各都市の消防機関へ配属される。

(8) 洪水保険制度

米国の主な災害である洪水については民間の保険制度以外に連邦危機管理庁（FEMA）が保険会社に財政支援している保険制度（National Flood Insurance Program : NFIP）がある。この保険制度（参加保険会社約 100 社）は 1968 年に設立され、現在では、このプログラムにより洪水被害を年間約 800 百万 \$ 軽減することができ、さらに、洪水保険制度の建築コードに従って建設された建築物は、建築コードに基づかないで建設された建築物と比べて毎年 77% が被害を受けていないこと。

また、このプログラムは全米にある約 19,000 以上のコミュニティーで利用されている。

○ 概要

- ・連邦政府の指定する洪水危険地域に住宅、事務所ビルを建てる場合には、当該保険に加入（強制保険）しなくてはならない（その他の地域では任意加入で可）。

また、当該地域の洪水状況を考慮した建築コードに従って建築しなくてはならない。

なお、建築コードをクリアしている場合のみ保険金が支払われることとなっている。

- ・洪水危険地域図は連邦危機管理庁（FEMA）から委託を受けた 2 社で作成され、州、都市へ配布（適宜見直しがなされている。）されている。洪水危険地域図の作成、見直しには衛星等の測量情報も用いられている。洪水危険地域図の CD-ROM は連邦危機管理庁（FEMA）のホームページから購入することも可能となっている

- ・都市等での建築確認が不適切であった場合には、その地域では保険制度の適用を行わない場合がある。連邦政府の保険制度が適用にならないと、民間の高い保険に加入する必要がある。

また、住宅を建てる際に銀行から洪水保険に加入することがローンの条件になる場合が多い。

- ・洪水危険地域内の建築物のデータベースを行政が持っていて、建築コードに従って建築していくながら 10 年間に 2 度以上の被害を受けた場合には、連邦政府が調査して最良の改修方法等をアドバイスし、その際の費用は連邦政府持ちとなる。

- ・建築コードが改正された場合には、改正された建築コードに従って家を改修しなければ保険が適用されない（遡及適用）。

○ 保険掛け金と補償額

保険は 1 年単位の掛け捨て制度で補償額の 25% の掛け金を支払う必要がある。

・ 補償額表

	Basic Insurance Limits	Additional Insurance Limits	Total Insurance Limits
Building Coverage			
Single Family Dwelling	50,000\$	200,000\$	250,000\$
	50,000\$	200,000\$	250,000\$

2-4 Family Dwelling	150,000\$	100,000\$	250,000\$
Other Residential	150,000\$	350,000\$	500,000\$
Non-Residential			
Contents Coverage			
Residential	20,000\$	80,000\$	100,000\$
Non-Residential	130,000\$	370,000\$	500,000\$

- ・共同住宅は各住戸毎に保険掛け金を支払い、各住戸毎の補償となる。
- ・全米での掛け金は平均約 400 \$/年。
- ・一定の条件を満足する場合にはさらに保険掛け金の割引制度（45%から 5%）がある。
また、被害額の最低 500 \$ は免責で、免責金額が大きいほど保険金が減額される。

○ 連邦危機管理庁（FEMA）の財政支援等

- ・保険会社が集めた保険掛け金額は 1. 3 billion \$ (1999 年) で、連邦政府が保険会社に支払った財政支援額は 1999 年で約 388 百万 \$、1998 年で約 367 百万 \$ となっている。
- ・保険会社 100 社の集まりである National Flood Insurance Program (NFIP) では 1 年毎に収支決算を連邦政府に報告する必要あるが、それとは別に政府が出資している Computer Science Cooperation (CSC) においても独自の調査を行い、レポートを連邦政府に報告して National Flood Insurance Program (NFIP) の報告を確認している。
- ・保険契約は契約後 30 日以降に効力を持つこととなっている。
1995 年までは 5 日で効力を発揮していたが、ハリケーン等の予測に基づいて駆け込み契約者がいることから、それを排除する為に 30 日とした。
また、1974 年からは被害の大きい地下室の設備等は保険対象とならなくなった。
- ・災害に関して連邦政府が財政支援しているのは当該保険のみで、冷害で農業補償する制度が別途ある。
- ・州、郡市は建築コードに基づく建築の推進を行っており、当該保険制度に対する追加財政支援は行っていない。

(9) HAZMAT 活動基金等

危険物の不法投棄や大規模漏洩災害に対する活動資金支援制度等がある。

○ 基金

- ・ Superfund
化学企業等からの Tax (目的税) で基金を構成し、投棄者が不明な危険物放置や当事者に回収能力がない場合にこの基金からの資金で回収作業等を行う。

・ Oil Pollution Trust Fund
沿岸警備隊 (Coast Guard) が運用しており、制度は Superfund と同様のものである。

- 緊急対策チーム (Regional Response Teams : RRTs)
危険物災害が発生した場合に専門的立場から応急対策を支援するチームで、全米に 13 (10 の地域事務所、ハワイ、アラスカ、サモア) あり、州と連邦政府の担当者で構成されている。

○ 講師の派遣等

連邦危機管理庁（FEMA）では、危険物に関する講習会等に講師（1,200名が登録）を斡旋したり派遣しており、派遣経費は連邦危機管理庁（FEMA）が支払うこととし、会場費等は消防機関が負担している。講習会は主に全米約40の消防機関及び連邦危機管理庁防災研修所（FEMA/EMI）で実施している。

- テロ対策費補助

危険物を用いたテロ対策資機材整備費（整備費、訓練費等）として年間30百万\$を都市等に補助している。

(10) 連邦危機管理庁（FEMA）の GIS

- 連邦政府における GIS

連邦政府では統一化した GIS フォーマットは無く、現在、各省庁で統一化に向けて検討が行われている。各省庁では民間会社の地図データを購入・改修して利用しているのが実態で、一部には公共施設等のデータ（例：空港、ダム）は運輸省や州、都市等から借用しているものもある。なお、各フォーマットで構築されたデータベースは変換プログラムで変換して相互に利用しているとのこと。

- GIS の利用

洪水、地震（HAZUS）、ハリケーン、火災災害についての GIS がある。GIS は単に被害推定等で活用しているのではなく、災害が発生した際の被害地域を表示する等の表示ツールとしても利用されている。よって、災害発生直後の対策本部会議に間に合うように GIS を作成しなくてはならないので、担当職員10名が24時間交代で待機体制（自宅待機を含む）を作っている。

また、連邦危機管理庁（FEMA）の GIS はインターネットで各省庁が利用することもできる。

- 衛星データの活用

大規模な災害では衛星からのデータで被害地域の特定を行うことができる。その為、国防総省（DOD）、航空宇宙局（NASA）等のデータに24時間アクセスできる（一定の衛星及びデータのみ）。

- データの公開

一部のデータはホームページで公開されている。

(11) 防災体制評価指針

連邦危機管理庁（FEMA）では、各州の防災体制を評価する為の評価指針（State Capability Assessment for Readiness (CAR : 2000年4月)）を策定している。これは、全13項目（Emergency Management Functions : EMFs1～13）、445事項にわたって、各州の防災体制を5段階評価（1～5及びNA）し、各種の改善検討を行う為のものである。National Emergency Management Association（NEMA）と連邦危機管理庁（FEMA）で共同開発したもので、今後は都市向けのものを開発中とのこと。

- EMF 1 Law and Authorities

- EMF 2 Hazard Identification and Risk Assessment

- EMF 3 Hazard Mitigation

- EMF 4 Resource Management

- EMF 5 Planning

- EMF 6 Direction, Control and Coordination

- EMF 7 Communications and Warning

- EMF 8 Operations Procedures

- EMF 9 Logistics and Facilities

- EMF10 Training
- EMF11 Exercises, Evaluation and Corrective Actions
- EMF12 Crisis Communications, Public Education, and Information
- EMF13 Finance and Administration

(12) Emergency Education Network (EENET)

連邦危機管理庁 (FEMA) では衛星回線を用いた教育施設を運用している。

○ 概要

- ・ 1981 年から運用が開始され、全米の防災機関へ連邦危機管理庁 (FEMA) の消防大学校 (NFA) や防災研修所 (FEMA/EMI) の教育プログラムを放映するもの。
- ・ 防災研修所 (FEMA/EMI) 内に放送・映像編集設備がある。
- ・ 2 基の民間衛星を活用している。

○ 衛星の仕様

	衛 星 1	衛 星 2
衛星名	Galaxy4R	SBS 6
Transponder	23	4
Downlink Freq	4160Mhz	11798.5Mhz
Audio Freq	6.2/6.8Mhz	6.2/6.8Mhz
Location	99 度西	74 度西
Polarity	Horizontal	Vertical
Band	C	Ku

05 大統領の緊急事態宣言（Declaration）

災害が発生し、州の対応だけでは困難と州知事が判断した場合には、Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (The Stafford Act§5191)に基づいて州知事から大統領へ緊急事態の宣言（Declaration）要求が出されることとなる。大統領は州知事の要求を検討し、連邦政府の支援が必要と判断（実際には連邦危機管理庁（FEMA）長官が判断）した場合には、大統領の緊急事態宣言（Declaration）が発せられ、他の州、郡市の協力を含めた連邦政府の防災資源（人材、物資、資金）が投入されることとなる。

緊急事態宣言（Declaration）には2種類あり、両方とも大統領による連邦政府の支援発動であるが、宣言目的や支援形態、全体的な意義は異なる。

(1) Emergency Declaration

Emergency Declarationは連邦政府の支援が必要と大統領が判断した事案に行われるもので、米国内の何処かにおいて発生した異常事態に対して、通常、州や郡市の行っている応急業務の補完として生命、財産、健康を保護するために実施される。支援業務は、1事案につき5million\$を上限とされ、追加資金支援は大統領によって要求され、議会の承認を経る必要がある。

(2) Major Disaster Declaration

大統領は、米国内の何処かにおいて大火、洪水、地震、トルネード、爆発などの自然災害が発生し、州や郡市の対応能力を超えるような重大な損害が生じたと判断した場合にMajor Disaster Declarationを行い、広域的な連邦政府の支援プログラム（財政支援を含む）が個人や公共企業・施設に対して準備される。

州からの大統領緊急事態宣言（Emergency+Major Disaster）の要望と実際の宣言（Declaration）件数は表のとおり。

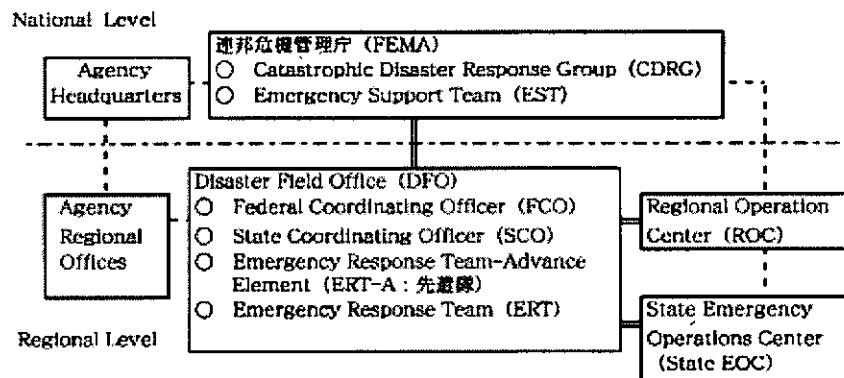
なお、州レベルでの対応で十分であると連邦政府が判断した場合や従前の準備が十分にできていると判断された場合（北部での大雪災害等）には却下されている。

年	要望件数	宣言数	却下数	年	要望件数	宣言数	却下数
1989	43	29	14	1995	45	29	16
1990	43	35	8	1996	85	72	13
1991	52	39	13	1997	66	49	17
1992	56	46	10	1998	69	61	8
1993	51	39	12	1999	68	53	15
1994	51	36	15	2000	計上中	40	計上中

06 連邦応急対応組織 (Federal Response Structure)

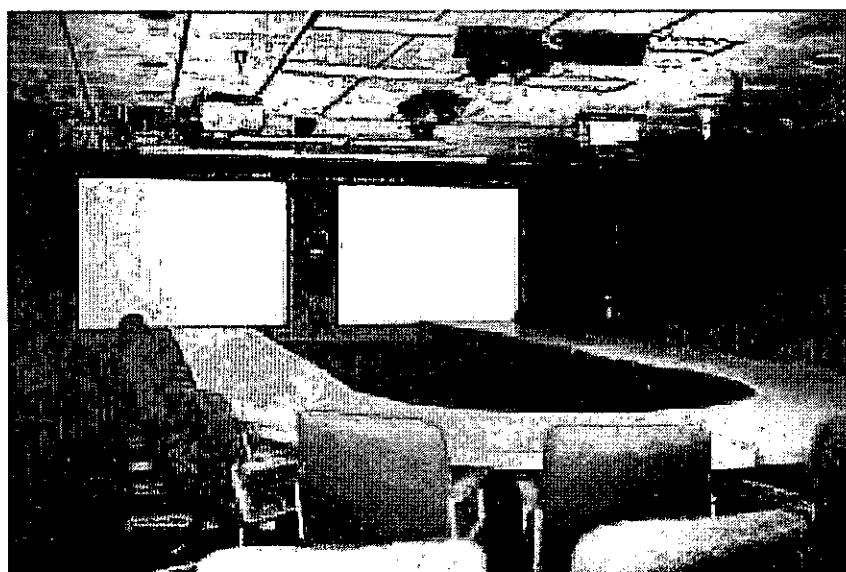
連邦応急対応計画 (FRP) に基づく応急処置を実施する為の組織は、連邦レベル (National Level) と地域レベル (Regional Level) によって構成される。組織は、災害に特有の対応及び復旧要請に適応するよう柔軟に設計されている。

(1) 組織



○ Catastrophic Disaster Response Group (CDRG)

- ・連邦レベルの調整グループで、議長は連邦危機管理庁 (FEMA) の Associate Director、Response and Recovery が担当する。
- ・連邦応急対応計画 (FRP) にサインしている 27 機関の専任の代表者で構成され、各省庁の上層部とアクセスし、政策と防災資源の配給を決定する。



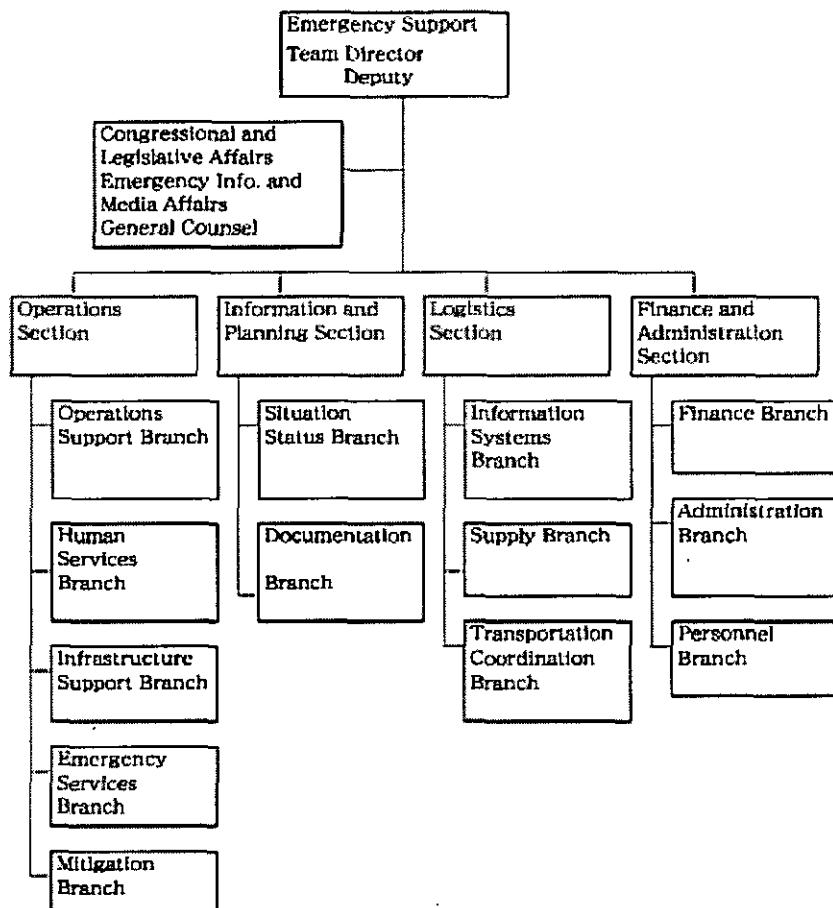
連邦危機管理庁 (FEMA) 対策本部 (CDRG)

○ Emergency Support Team (EST)

- ・Catastrophic Disaster Response Group (CDRG) のもとで防災資源を現場の活動支援に投入する為の調整を行う。
- ・必要に応じて複数で相互に協力して支援活動を行うと共に、国家レベルでの災害対応において

情報源として機能する。

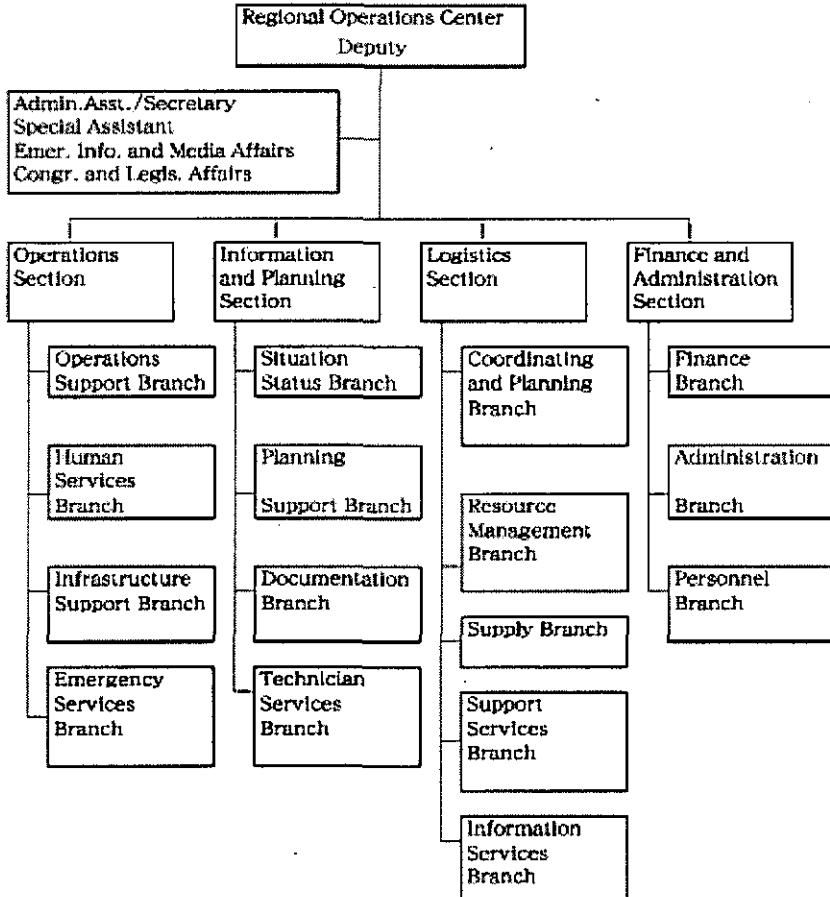
・ Emergency Support Team (EST) の組織図



連邦危機管理庁 (FEMA) Emergency Support Team (EST) 室

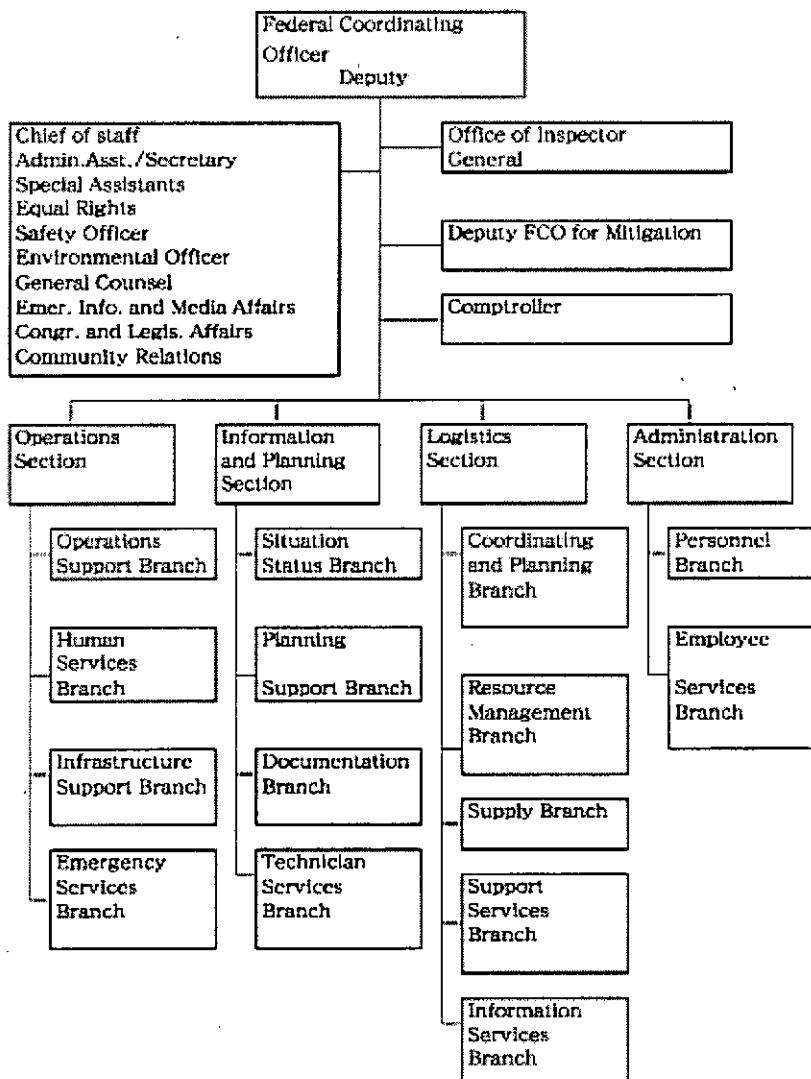
- Regional Operation Center (ROC)

- ・連邦危機管理庁（FEMA）地域事務所長は、災害のあった州の防災責任機関と共に連邦危機管理庁（FEMA）地域事務所にRegional Operation Center（ROC）を開設する。
- ・連邦危機管理庁(FEMA)地域事務所職員と主要省庁の代表で構成され、Disaster Field Office(DFO)が開設されるまで、連邦政府が活動する為の初動調整本部の役割を果たす。
- ・ Regional Operation Center (ROC) の組織図

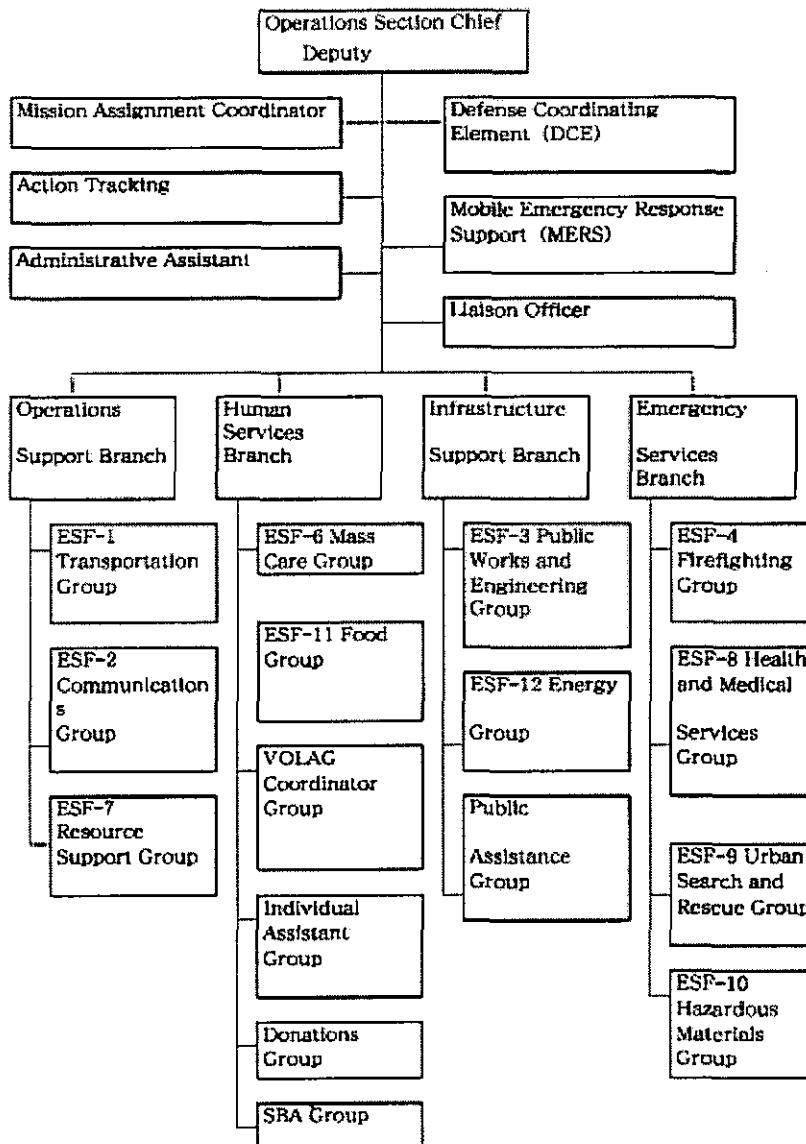


- State Emergency Operations Center (State EOC)
 - ・被災した州の防災責任機関によって設置され、州の防災担当職員によって構成される。
 - ・州省庁と連邦省庁と共に州の災害対策調整本部となる。
- Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A : 先遣隊)
 - ・Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A) は、連邦危機管理庁（FEMA）地域事務所の職員によって組織（30名程度：専門的技能を有し、事前に指定されている。）される先遣隊で、州職員と共に応急対応を実施する。
 - ・平行して Regional Operation Center (ROC) では、Emergency Response Team (ERT) 本隊の編成（各省庁の混成部隊）が行われて追加派遣される。
 - ・Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A) は 24 時間以内に被災地に投入され、Disaster Field Office (DFO) は少無くとも 48 時間以内に開設されることとなる。
 - なお、夜間・休日には、各職員は自宅から被災地へ直接参集することとしている。

- ・ Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A) は被害状況の把握を主な任務とし、地域事務所、連邦危機管理庁（FEMA）本部を通じて大統領に初期情報が伝達される。
大統領はこの情報をもとに緊急事態宣言（Declaration）を行うこととなる。
また、後から来る Emergency Response Team (ERT) 本隊の職員選定・資機材選定に役立てられる。
- ・ Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A) は、被災地では米国赤十字（ARC）、救世軍（The Salvation Army）、地元コミュニティー（教会等）等からの支援を受けて食事、宿舎等を確保している。
- Emergency Response Team (ERT)
 - ・ 各省庁の地域レベルによるチームで、連邦危機管理庁（FEMA）やその他の省庁のスタッフによって構成され、また、各緊急支援業務（ESF）の連絡員を含んでいる。
 - ・ 災害の状況に応じて全機能又は主要機能のみで構成される。
 - ・ National Emergency Response Team (ERT-N)
極めて激甚で、連邦危機管理庁（FEMA）の総力を挙げて対応する必要がある事案が発生した場合には連邦危機管理庁（FEMA）本部から職員が National Emergency Response Team (ERT-N) として派遣される。チームは3班が構成され、災害対応中は1月毎に交代することとなっている。
 - ・ Emergency Response Team (ERT) の組織図



ERT Operations Section の組織図



○ 連邦調整官 (Federal Coordinating Officer : FCO)

- ・ 大統領によって指名（大統領の代理人）される。
 連邦危機管理庁（FEMA）長官に指名権が委任されており、連邦危機管理庁（FEMA）の部長級が指定（本部、地域事務所等で 25 名）されている。
 実災害でどの連邦調整官（FCO）が指定されるかは災害事案、発生場所によって異なるが、大統領から州知事宛の書簡（Mr.○○○○を私の代理人として指名した）に大統領がサイン（添付の大統領緊急事態宣言書類書簡例を参照）して効力が発揮され（The Stafford Act§5143）、27 機関に対して大統領の代理人として法律の範囲内で権限を行使することとなる。
- ・ 連邦調整官（FCO）は、一災害について 1 名のみが指名され、途中で交代することはなく、災害対応が長期化する場合は副連邦調整官（Deputy FCO）等のスタッフがサポートする。
- ・ 州の要請に応じて州調整官（SCO）と直接連絡・調整を行う。
 なお、連邦調整官（FCO）と州調整官（SCO）とはあくまでも対等関係にある。
- ・ また、州軍（NG）や連邦軍については軍調整官（Defense Coordination Officer : DCO）を通じて活動を調整する。

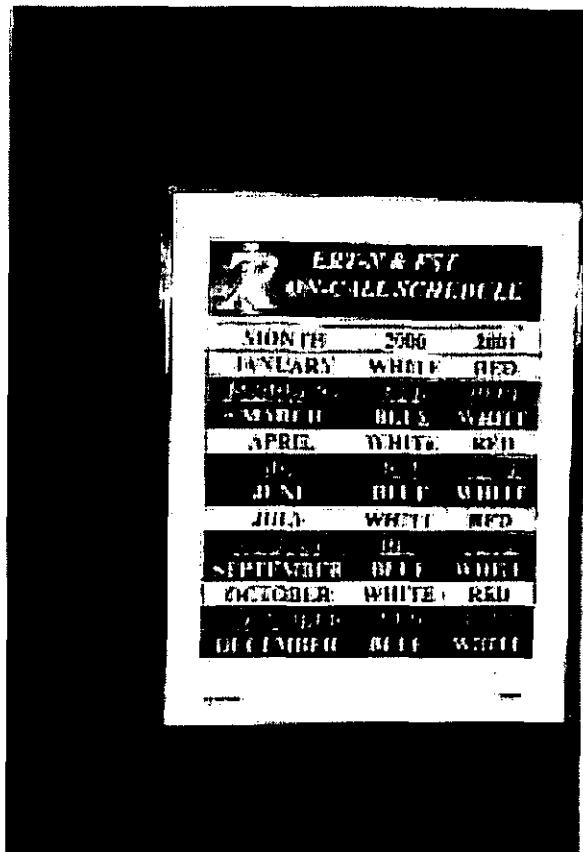
・主な任務は、効果的な応急対策の調整や復旧業務、災害現状の情報を収集整理して議会対策を行うこと、マスコミへの情報提供や被害額の評価を行うこと等である。なお、連邦調整官（FCO）は主に被災者救護で、救急・救助は都市（消防機関）の Incident Commander (IC) が行う。ノースリッジ地震では 27 のリカバリーセンターを開設してそれらの間の調整が主な業務であった。

- ・連邦調整官（FCO）は 27 週間の特別訓練を受けた者が指定されている。
- 州調整官（State Coordinating Officer : SCO）
 - ・州知事によって指名され、州省庁や連邦政府と共同して応急対応や復旧活動の調整を行う。
 - ・連邦調整官（FCO）と直接連絡・調整を行う。
 - ・支援要求事項を確定し、また、必要でないものの選定も行い、支援要求を検討・計画化する。

(2) 連邦危機管理庁（FEMA）の当直、災害対応指定職員

- 連邦危機管理庁（FEMA）では応急対応・復旧部（Response and recover）の職員数名が交代で当直勤務を行っている。
- 各部局の 70～80 名を 1 チームとした災害対応指定職員班を 3 チーム（赤、白、青）作り、災害時には指定班が参集して応急対応を実施する。
月毎のチーム当番を指定した表（2 年間分）が事務所内の各所（エレベータホール、廊下等）に掲載されており、常に職員への注意喚起がなされている。

Month	2000	2001
January	White	Red
February	Red	Blue
March	Blue	White
April	White	Red
May	Red	Blue
June	Blue	White
July	White	Red
August	Red	Blue
September	Blue	White
October	White	Red
November	Red	Blue
December	Blue	White



(3) 連邦危機管理庁（FEMA）地域事務所（Regional Office）の役割

○ 組織

全米に10箇所の地域事務所があり、1事務所当たり5~6州を所管している。各地域事務所では約70名から80名の職員が勤務しており、夜間・休日は当直数名をおいて、他の職員へはポケッタベル、携帯電話で連絡し、必要に応じて非常参集を行うこととなっている。なお、災害時には約7,000名の臨時職員を緊急雇用して応急対応に当たらせることができる。

○ 応急対応

- Emergency Response Team-Advance Element (ERT-A) や各省庁職員による Emergency Response Team (ERT) を組織して、州職員と共に応急対応を実施する。
- 各地域事務所には通信資機材を整備し、また、地域事務所の幾つかには災害用の資機材（土嚢袋等）も備蓄しており、災害時に活用することとしている。